

第56号議案

新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

災害その他非常時において、復旧のための給水工事を町長が指定した給水装置工事事業者が実施困難である場合、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水工事を実施可能にするため、新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町水道条例及び新宮町簡易水道条例の一部を改正する条例

(新宮町水道条例の一部改正)

第1条 新宮町水道条例（平成10年新宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認められるときは、この限りではない。

(新宮町簡易水道条例の一部改正)

第2条 新宮町簡易水道条例（平成10年新宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認められるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新宮町水道条例(平成10年新宮町条例第8号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認められるときは、この限りではない。</u></p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>

新宮町簡易水道条例(平成10年新宮町条例第9号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認められるときは、この限りではない。</u></p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>